

# 宇治市魅力発信検討委員会設置要項

## (目的及び設置)

第1条 宇治市魅力発信行動指針(以下、「指針」という。)の作成にあたり、本市の魅力向上によるまちの持続的な発展を目指し、より効果的に魅力を発信するための方向性や、具体的な取組内容等について、本市に関わる各種団体等からの多様な意見を反映させることを目的として、宇治市魅力発信検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、魅力発信の方向性や具体的な取組内容等について検討を行い、指針案を作成する。

## (組織構成等)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

2 委員は、魅力発信の行動主体となりうる学識経験者、市内に在する企業・団体・学校関係者及び行政関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

## (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長の任期は、委員の任期による。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から、平成27年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議の招集は、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、政策経営部政策推進課に置く。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要項は、平成26年6月26日から施行する。